

第13次第1回横浜市消費生活審議会 会議録	
日時	令和3年3月29日(月)14時00分～15時15分
開催場所	横浜市役所18階共用会議室 なみき14・15
出席者	大森委員、河合委員、栗田委員、城田委員、新庄委員、多賀谷委員、田中委員、細川委員、松井委員、村委員、望月委員
欠席者	天野委員、筒井委員、長尾委員、花田委員
開催形態	公開(傍聴者1人)
議 題	(1) 会長・副会長の選出について (2) 会議録確認者の選出について (3) 第13次横浜市消費生活審議会の運営について (4) 第12次審議会意見書に基づく取組報告について (5) その他
決 定 事 項	○会長は田中委員、副会長は村委員とする。 ○会議録確認者は大森委員、河合委員とする。 ○第13次横浜市消費生活審議会の運営については、案のとおりとする。
	1 開会
事務局(課長)	<p>本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、第13次第1回 横浜市消費生活審議会を開会させていただきます。会長及び副会長選出までの間は、事務局で議事進行させていただきます。私は、経済局消費経済課長の津留でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、委員総数15名中、11名の方が出席されており、横浜市消費生活条例施行規則第2条により会議開催の定足数に達しております。</p> <p>なお、天野委員、筒井委員、長尾委員、花田委員につきましては、所用により御欠席との御連絡をいただいております。</p> <p>また、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、本日の審議会は公開となります。会議録は、要約いたしますが、原則そのまま委員名とご発言内容を公表させていただきますのでご承知おきください。</p> <p>それではまず、市民経済労働部長の本田より、御挨拶をさせていただきます。</p> <p>～市民経済労働部長の挨拶～</p>

事務局（課長）	次に委員の皆様を御紹介させていただきます。 資料1の名簿の順にご紹介致しますので、恐れ入りますが、お一言ずつお願いします。 ～各委員の挨拶～ これから約2年間よろしくをお願いします。
	2 議題（1） 会長・副会長の選出について
事務局（課長）	それでは、議題（1）「会長・副会長の選出について」に入ります。 横浜市消費生活条例第10条により、審議会に会長及び副会長を各1名、委員の互選によって定めるとなっておりますが、いかがでしょうか。
河合委員	12次審議会では会長を務められた、田中委員を会長に推薦したいと思えます。
事務局（課長）	田中委員、よろしいでしょうか。
田中委員	異論がなければ、承知しました。
事務局（課長）	ありがとうございます。副会長については、いかがでしょうか。
田中委員	10次審議会より副会長をしていただいている、村委員にお願いしたいと思えます。
事務局	村委員、よろしいでしょうか。
村委員	承知しました。
事務局（課長）	ありがとうございます。よろしくをお願いします。それでは田中会長、村副会長、席の御移動をお願いします。 それでは、議事進行を引き継ぎますので、会長、よろしくをお願いします。
	2 議題（2） 会議録確認者の選出について
田中会長	それでは、議題（2）「会議録確認者の選出について」に入ります。 本審議会では、毎回委員2名の方に持ち回りで会議録の確認をお願いしています。会議録確認者のお二人には、事務局が作成した会議録を確認していただくこととなります。本日の会議録確認者2名ですが、名簿順で、大森委員、河合委員にお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。 ～委員了承～ では、よろしくをお願いします。
	2 議題（3） 第13次横浜市消費生活審議会の運営について
田中会長	議題（3）「第13次横浜市消費生活審議会の運営について」に入ります。

	<p>す。</p> <p>資料2について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（係長）	<p>～資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4に沿って説明～</p>
田中会長	<p>第13次横浜市消費生活審議会構成の案ということで、こういう仕組みでやっていくという事で良いかという議案ですが、御質問、御意見等、各委員からお願いします。</p> <p>ちなみに、従来は、施策検討部会が設けられていて、この部会での意見をまとめて、それを審議会の全体会にかけていましたが、今回の13次審議会からは、委員の数も少し減りまして、従来19名だったのが、15名になっています。15名なら、部会を設けなくても全員で議論できるという事から、こういう形にしようという御提案だと思います。</p> <p>御意見はいかがでしょうか。</p>
新庄委員	<p>この審議会は、13次審議会の審議テーマと横浜市消費者教育推進計画について審議を行うという事でしょうか。</p>
田中会長	<p>審議会のテーマをどうするかは、これから議論します。</p>
新庄委員	<p>そういう事ですか。それと、年に3回くらい開催するという事ですね。</p>
田中会長	<p>開催予定は、資料2-8にあります。</p>
事務局（課長）	<p>横浜市消費者基本計画は、毎年、作成しているものです。それを審議会で審議していただきます。それと、本日決めていただくテーマについて審議していただきます。あと、必要に応じて、消費者被害に遭われた方のあっせんを審議会でやる消費者被害救済部会と、市民委員を選定する公募委員選考部会があります。</p>
田中会長	<p>審議会の開催は、7回予定されているという事でしょうか。</p>
事務局（課長）	<p>2年間で、7回を予定していますが、審議の進捗状況や、新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、変動する事があるかもしれません。</p>
田中会長	<p>12次審議会では、全員集まったの審議会は3回行われていて、施策検討部会は5回行われたのですが、13次審議会からは、全員で行うという事です。12次審議会は平成30年10月から始まり、年内に第1回を行ったのですが、今回は令和2年10月から令和4年9月までなのですが、既に令和3年3月なので、ハードなスケジュールで議論していく事が見込まれます。</p> <p>他に何かありますでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、第13次横浜市消費生活審議会の運営についてという事で、第13次横浜市消費生活審議会の構成は資料2-1以下のとおりという事でよろしいでしょうか。</p> <p>～委員了承～</p> <p>異議なしという事で、案のとおりとします。</p>

田中会長	「第13次横浜市消費生活審議会のテーマ(案)について」に入ります。今後、審議会で審議するテーマ(案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局(係長)	～資料2-5に沿って説明～
田中会長	事務局からの提案ということですが、審議会のテーマは審議会が決めますので、事務局の提案というのは、あくまで一つの提案ないし参考です。よって皆さんの自由な御意見をいただく必要がありますが、いかがでしょうか。 事務局は横浜市の消費者行政の第一線として、このテーマを審議会で議論してくれという事で、もう一押しどうでしょうか。
事務局(課長)	新型コロナウイルス感染症拡大の前に、台風がありましたが、その際には、消費生活総合センターに、屋根が壊れたから見てあげると言われて、高いお金を請求されたといった相談等が寄せられました。新型コロナウイルス感染症拡大の関係では、気が付くとマスクが高い値段で取り引きされていて、手に入らなくなり、マスクの転売といった問題もでてきました。注意喚起をすとしても、感染拡大を防ぐという観点や、外出自粛という中で、どうやって広報したものかという事で、色々やってみたのですが、なかなかうまくいかない中で、この状況を伝えないといけないというところがありました。予算もない中、自分たちで足を使って広報してまわらないといけないか、はたして市民に届くのかという事を考えたときに、これは検討しなくてはいけないと思いました。新型コロナウイルス感染症につきましては、まだ続いている問題ですし、自然災害につきましても、最近は頻繁に起こっています。是非、委員の皆様から、お知恵をいただけないかなというところです。
事務局(部長)	消費者庁からの注意喚起等を提供するにしても、取組の方向性(案)③にありますとおり、他部局それぞれが情報発信をする体制を持っていますが、それが今のところつながっていないので、委員からの意見書をいただくと、連携がしやすいというのがあります。
細川委員	重要な事だとは思いますが、対象となるべき事が多すぎて、この審議会だけで完結するものではなく、2年間で7回開催するだけで議論できる範囲でもないと思います。災害も色々あると思うし、物不足、情報が足りない、火事場泥棒的な詐欺みたいなもの、あらゆるものがあって、国の役割から地方自治体の役割があり、範囲が広すぎてしまって、もう少し切り口がないと難しいと思います。議論しても予算措置がないとどうにもならないし、まとまりが見つかるのだろうかという不安があります。
事務局(部長)	災害発生時は、当然ながら、応急対策が優先されるわけで、危機管理室が防災計画を持っていますので、被災者支援、住民の避難勧告等に介入するつもりはありません。災害の後、ある程度落ち着きを取り戻した時点で、緊急時に便乗した消費者トラブルが発生している場合に、迅速

	な情報提供をするツールの確保と、連携体制が必要ですので、そこに特化した形の方向性で御意見をいただければという事です。
細川委員	東日本大震災の時も、ガソリンがない等、色々ありました。消費生活上の問題だけ取り出して、うまくできるのかなと思います。
村副会長	テーマ案についてですが、お話を伺っていて私が認識したのは、大きく分けると2つあって、1つは事務局から説明があったように、災害が起こった後で、それに便乗した悪質商法とか、消費者がパニックになって、身を守るために行動したことが、さらにパニックを引き起こす、というような事がありますので、そういう緊急事態の状況の中で、消費者が適切な選択行動ができるような情報が、住民に届くようにするためには、どのように情報を届けたら良いかといったテーマがあるかなと思います。細川委員の指摘は、どういう情報を届けたらいいのかという事です。そこまでいってしまうと難しいと思います。どういう情報であれ、消費者の元に、若い人でも高齢者でも、なるべく的確に、効率よく届くように出来れば良いという部分についての議論が一つ。もう一つは、実際に被害あった人は被害に遭ったという事に気が付くことが出来て、横浜市は被害をいち早く認識してもらって、解決するような体制を整備する必要があります。そのための議論があると思います。
田中会長	村委員のご意見は、「予防」と「解決」という2つの視点にまとめて良いですか。
村副会長	そうですね。 補足をします。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、トイレットペーパーを買いに行ったらない、マスクが手に入らないとか、色々な事があったわけですが、そういう事にたいして、情報を手に入れようとしても、適切な情報を手に入れる方法が分からなかった。市民にとって、どのように情報提供してもらえれば、アクセスしやすいかという事について、この一年間の体験上ではないかと思います。そういう事をお出しいただいた中で、効果的な方法として、色々な事がいえると思います。
田中会長	災害対策一般、感染対策一般を議論するわけではなく、あくまでも消費者という視点で、消費生活トラブルへの対応、消費者被害の防止という事について、我々として言える意見はないかという事です。細川委員の御指摘も踏まえながら、散漫にならないように議論していく事はできると思います。もっとも、横浜市は、海もあれば、がけ地もあり、氾濫しそうな川もあるので、災害に備えないといけませんし、人口が密集しているので、感染症には弱そうですし、なかなかやっかいですね。
新庄委員	コロナ禍の新生活様式への対応という事で、専門家の方々や色々な方々が検討されていますが、我々も消費行動を考えていかないといけないわけです。供給が不足し、買占めてしまうという事がないように、

	<p>行政は業者に指示するといった施策をすると同時に、的確な情報を提供してほしいと思います。マスコミや、インターネットでも色々な情報が提供されていますが、かしこい消費者は、どの情報を選択するかというところにかかっています。ただ、情報が入手できない等、そういった事ができない人もたくさんいるので そこにも情報提供をしていくという事が、出来れば良いのかなと思います。</p>
田中会長	<p>テーマをどうするかという事についてはいかがですか。</p>
新庄委員	<p>案のとおりで結構です</p>
田中会長	<p>事務局が考えた取組の方向性の中にも新庄委員ご指摘の情報弱者への対応というのがありましたね。</p> <p>御意見をいただいたところで、このテーマ「緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の防止～自然災害や感染症拡大時における消費者の安全安心を確保する体制の構築～」に決定してよろしいですか。</p> <p>～委員了承～</p> <p>ありがとうございます。異義なしと認め、13次審議会テーマはこの案のとおりで決定します。</p>
田中会長	<p>資料2-7と資料2-8を御覧ください。施策検討部会がなくなり、部会は特化した用事がある部会のみになりました。部会は消費生活条例第11条の規定により、会長が部会の委員を指名することとなっておりますので、資料2-7が指名なのですが、私が独断で決めたわけではなく、事務局から提案いただいているわけですが、これでお願ひしたいと思います。部会が2つしかないものですから、一部の委員にのみ、お願ひする事となりますが、御了承いただきたいと思います。</p> <p>資料2-8は、スケジュール案も合わせて御確認をお願いします。</p> <p>何か御意見や御質問はありませんか。</p> <p>～委員からの質疑なし～</p> <p>それでは案のとおりとします。</p>
	<p>2 議題（4） 第12次審議会意見書に基づく取組報告</p>
田中会長	<p>12次審議会において、市長宛てに意見書を提出しておりますが、これに基づく取組み報告を事務局から報告をしていただきます。</p>
事務局（係長）	<p>～資料5に沿って説明～</p>
田中会長	<p>ありがとうございます。これに関して御意見や御質問はありませんか。</p>
村副会長	<p>取組1についてですが、マルチ商法のDVDを作って、市立高校に配付したということですが、これは高校ごとに1枚ずつ配付したという事でしょうか。</p>

事務局（係長）	はい。1枚ずつ配付しました。
村副会長	それは配付しただけですか。つまり、1枚ずつ学校に送るだけだと、受け取った人の机に積み重なるだけになってしまうので、使い方に関する研修をすとか、消費者教育に熱心な先生に相談すとか、何か工夫をしないと、先生はお忙しいので、配付するだけでは使ってもらえないと思います。いきなり送り付けられたものを活用してほしいというのは、過剰な期待だと思います。
事務局（課長）	DVDにつきましては、審議会で、市立高校の先生から意見をいただいた際に、今は黒板に書いて、資料を読ませてというのではなく、動画でないと生徒がついてこないの、授業を組み立てる中で、活用できる動画があると良いという御意見をいただき、若者の中で、マルチ商法は深刻な被害があるので、これを取り上げて、ドラマだと高校生も見てもらえるのではないかと考えて作ってみました。それをいくつかの高校の生徒さんに観てもらって、アンケートをとらせてほしいとお願いしていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、学校のプログラムが組めない状況になり、混乱している中で、DVDがういてしまったわけです。ただ、若者のマルチ商法の被害は深刻ですから、授業で組み込めれば、使ってください。というような形で、今回は送らせていただきました。ですから、私たちの予定とは違ってしまったのですが、一つやってみるということで、少しずつ学校にアプローチをしながら、次にどういう教材が良いのか、どういう発信をしたらよいかを検討したいと思います。
田中会長	このDVDは、12次審議会で観たものですか。
事務局（課長）	観ていません。
河合委員	観られないのですか。
事務局（課長）	ホームページに掲載しようとしたのですが、規格の問題で出来ませんでした。
新庄委員	内容によって掲載できないものがあるかもしれませんが、今はSNS等、色々あるので、相手にいかに伝えるかという手法を具体的に検討しなくてはいけないと思います。インターネットは情報弱者の問題がありますが、SNSで流すとか、出前講座も一つだと思っているので、作ったら作りっぱなしではなく、活用を検討していただきたいと思います。
事務局（課長）	取組3ですが、計画しているのは、消毒薬が染みているウェットティッシュに、令和4年4月から、18歳から成年になるといった事を書いて渡すのはどうかと検討しています。
新庄委員	ポケットティッシュよりは、ウイルス対策になるし、ウェットティッシュの方が良いですね。
栗田委員	横浜市内の全高校の中で、市立高校はごく一部なので、試しに市立高校でやって、それが広がれば良いとは思っています。私立や県立に資料や情

	報を提供するというのはハードルが高いのでしょうか。
事務局（課長）	神奈川県と調整しながらやっていく事にはなると思います。
栗田委員	市立高校は、全高校生の2割くらいでしょうか。
松井委員	私立を含めるともっと少ないのではないのでしょうか。
事務局（課長）	今回は大変申し訳ないのですが、私どもは、高校生の意見を聴きたいという意図があって作ったものです。
栗田委員	そこから発展していけば良いなと思いました。
事務局（課長）	そのようにできればとは思いますが。
望月委員	資料2-5の取組の方向性のところで、ICT、AI技術の活用とありますが、消費者庁にはツイッターの公式アカウントがありますが、ツイッターの活用をお願いしたいと思います。スマホを持っていない方もいますが、情報の即時性が重要になるので、従来の情報の代替手段として活用してほしいと思います。横浜市消費生活総合センターもしくは経済局でアカウントを取得するような取組も進めていただければと思います。
田中会長	12次審議会テーマは、若年者への消費者教育の在り方についてだったわけですが、そこで効果的な啓発方法について、SNS等を活用した情報発信という事を強くうたってはおります。各委員の御指摘には、そういった事も含まれていると思いますが、意見書を提出したのが、昨年の秋で、その後の取組という事で、これで打ち止めではないでしょうか、頑張っていたきたいと思います。
田中会長	DVDについてですが、ホームページに掲載が出来ないという事ですが、そういった動画があるのですか。
事務局（課長）	発注の時に、色々な媒体で利用できるように変換をかけてもらうように発注すると、掲載が出来る動画になるのですが、今回は、DVDにして、それを先生たちが使って授業がしたいというような事を受けて作成したので、DVDで発注したので出来ないという事です。次の審議会の時に観ていただければと思います。
田中会長	12次の意見書についての取組について、御意見をいただいたわけですが、このあたりでよろしいでしょうか。
	2 議題（5） その他
田中会長	議題の最後になります。その他ということで、事務局からお願いします。
事務局（係長）	事務局から今後の予定について御説明させていただきます。 各部会や審議会の開催日程については、開催予定時期の2か月くらい前に、事務局から日程調整表をお送りさせていただく事となりますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

事務局（課長）	最後に、事務局からもう一つ御報告があります。消費経済課の管理職の異動がございます。消費経済課長の津留と、消費生活係長の松崎が異動となります。2年間、ありがとうございました。
	3 閉会
田中会長	以上で本日の議題は終了します。これで第13次第1回横浜市消費生活審議会を閉会します。
資 料	<p>議事次第</p> <p>資 料 1 第13次横浜市消費生活審議会 委員名簿</p> <p>資 料 2 第13次横浜市消費生活審議会の運営について</p> <p>資料2-1 第13次横浜市消費生活審議会 構成（案）</p> <p>資料2-2 消費生活審議会概要</p> <p>資料2-3 公募委員選考部会概要</p> <p>資料2-4 消費者被害救済部会概要</p> <p>資料2-5 第13次横浜市消費生活審議会のテーマ（案）について</p> <p>資料2-6 審議会での審議状況</p> <p>資料2-7 第13次横浜市消費生活審議会委員所属部会（案）</p> <p>資料2-8 第13次横浜市消費生活審議会スケジュール</p> <p>資 料 3 第4期消費者基本計画（抜粋）</p> <p>資 料 4 地方消費者行政専門調査会報告書（概要）（抜粋）</p> <p>資 料 5 第12次審議会「若年者への消費者教育の在り方についての意見」に基づく取組報告</p>